

# 令和4年度富山県職員（任期付職員・行政）募集要綱

令和4年12月20日

## 1 選考区分、採用予定人員、職務内容及び配属予定先

選考区分	採用予定人員	職務内容	配属予定先
任期付職員 (行政)	9名程度	調査、会計、連絡調整業務等	知事部局(本庁・出先機関)

## 2 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、その後の事情変更に伴い、本人の同意を得たうえで3年間の範囲内で1年を単位として任期を更新する場合があります。(任期の更新は必ず行われるものではありません。)

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 4 試験の日時等

区分	実施日等
第1次試験(筆記試験)	令和5年1月18日(水) <会場: 富山県民会館(予定)> ※ 時間、場所等は申込者に別途連絡します。
第2次試験(面接試験)	令和5年2月上旬を予定 ※ 日時、場所は第1次試験合格者に別途連絡します。 ※ 応募状況によっては、第1次試験と第2次試験を同日に実施する場合があります。

## 5 最終合格発表

令和5年2月下旬(予定)に受験者に書面で通知します。

## 6 試験の方法及び内容

試験の方法		内容
第1次試験	教養試験	一般的知識及び知能についての択一式による試験 (大学卒業程度)
	適性検査	素質、適性に関する検査
第2次試験	面接試験	主として人柄等についての個別面接による試験

## 7 給 与

- (1) 給 料 大学新卒者(22歳)の場合 175,300円  
※ 経歴等により上記以外になることがあります(上限:月額185,200円)。
- (2) 諸手当 期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 等
- (3) 備 考 任期の定めのない職員と同様に給与に関する条例の適用を受けるため、昇給の機会があるほか、条例の改正等に伴い給与の金額が変動する場合があります。

## 8 申込み手続

- (1) 申込先及び問い合わせ先  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部人事課人事係  
TEL 076-444-3162
- (2) 申込み方法  
次の書類を同封し、封筒に「任期付職員(行政)採用選考試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県経営管理部人事課に提出してください。
- |   |    |
|---|----|
| ア 自筆の履歴書(市販のJIS規格の用紙で免許・資格等を記入する欄のあるもの) | 1通 |
| イ 最近6か月以内に撮影した写真(アの履歴書に貼付のこと)           | 1枚 |
| ウ 最終学歴に係る卒業証明書又は卒業見込証明書                 | 1通 |
| エ 成績証明書                                 | 1通 |
- (3) 受付期間  
令和4年12月20日(火)から令和5年1月5日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日及び令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)を除く。)  
なお、郵送による申し込みは、必ず書留又は簡易書留とし、令和5年1月5日(木)の消印有効とします。
- ※ 受付期間終了後、申込者へ受験番号を記載した通知を送付します。令和5年1月12日(木)までに通知が届かない場合は、令和5年1月13日(金)までに富山県経営管理部人事課人事係に問い合わせ確認してください。

## 9 試験結果の開示

この採用選考の結果については、富山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、学生証、生徒手帳など写真付きの証明書)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県経営管理部人事課(富山県庁3階)に直接おいでください。

※ ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験の不合格者本人	総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験	第2次試験の受験者本人		最終合格発表の日から1か月間

## 10 その他

富山県職員(任期付職員)への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。